

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認埼玉地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 4 件

厚生年金関係 4 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 8 件

国民年金関係 4 件

厚生年金関係 4 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社B事業所における資格喪失日に係る記録を昭和35年3月1日とし、当該期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和11年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和35年2月29日から同年3月1日まで

日本年金機構から、厚生年金保険の記録が1日抜けている旨の照会があった。私は、この時期にA株式会社B事業所から同社のC事業所へ異動した時期ではあるが、退職したわけではなく継続して勤務しているので、空白期間があることに納得できない。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人は、A株式会社に継続して勤務し（昭和35年3月1日にA株式会社B事業所から同社C事業所へ異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社B事業所に係る昭和35年1月の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿の記録から、1万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業所は昭和45年12月に解散しており、当時の事業主も死亡していることから、保険料を納付したか否かについて確認することはできないが、事業主が資格喪失日を35年3月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年2月29日と誤って記録することは考え難

いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年2月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和39年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年11月30日から同年12月1日まで
厚生労働省の記録によると、A株式会社B工場における資格喪失日が昭和39年11月30日になっており、次の同社本社における資格取得日が同年12月1日になっているため、厚生年金保険の被保険者期間に1か月の空白がある。

同一企業内の転勤であり、申立期間も継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、及び申立人と同時期にA株式会社B工場から同社本社に異動したと思うとしている同僚の供述から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（同社B工場から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、上記同僚、及びA株式会社B工場の給与担当者の供述から判断して、昭和39年12月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票における昭和39年10月の記録から、2万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間当時の事業主は既に他界しており確認できないが、事業主が資格

喪失日を昭和 39 年 12 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年 11 月 30 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 11 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

- 1 申立期間①について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を 24 万円に訂正することが必要である。
- 2 申立人の申立期間③に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、9万8,000円であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を訂正することが必要である。
- 3 申立期間④について、申立人の株式会社Aにおける厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、平成7年11月1日であると認められることから、申立人の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。
なお、申立期間④の標準報酬月額については、9万8,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年7月16日から6年1月31日まで
② 平成6年1月31日から6年3月1日まで
③ 平成6年3月1日から6年8月31日まで
④ 平成6年8月31日から7年11月1日まで
⑤ 平成7年11月1日から10年8月1日まで
⑥ 平成10年8月1日から13年1月10日まで

申立期間①に勤務していたB株式会社、申立期間③に勤務していた株式会社A、申立期間⑤に勤務していた株式会社C及び申立期間⑥に勤務していた株式会社Dは、全て同一の事業所であり、途中で退職したことは無く、申立期間②及び④についても継続して勤務していたので、当該期間を被保険者期間と認めてほしい。

また、申立期間①の給与額は 20 万円以上であったのに、標準報酬月

額の記録は8万円、申立期間③の給与額は30万円ぐらいであったのに、標準報酬月額記録は8万円、申立期間⑤及び⑥の給与額は30万円ぐらいであったのに、標準報酬月額記録は9万8,000円となっている。申立期間①、③、⑤及び⑥の標準報酬月額の記録を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①について、オンライン記録から、申立人のB株式会社における当該期間の標準報酬月額は、当初、24万円と記録されていたが、平成6年1月18日付けで8万円に減額訂正されている上、同日及び翌日の同年1月19日付けで減額訂正されている者が申立人のほか27人確認できる。

また、親会社で財務担当であった元役員は、B株式会社が社会保険料を滞納していた旨を述べている。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所が行った当該遡及訂正処理に合理的な理由は無く、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額については、有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た24万円に訂正することが必要である。

- 2 申立期間③について、オンライン記録から、申立人の株式会社Aにおける当該期間の標準報酬月額は、当初、9万8,000円と記録されていたが、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日である平成6年10月31日より後の8年1月5日付けで、8万円に減額訂正されている上、同日付けで減額訂正されている者が申立人のほか28人確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所が行った当該遡及訂正処理に合理的な理由は無く、申立人の申立期間③に係る標準報酬月額については、有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た9万8,000円に訂正することが必要である。

一方、申立人は、申立期間③について、実際の給与額は30万円ぐらいであったと主張しているが、申立人からその主張する給与からの厚生年金保険料の控除額を示す資料は提出されず、株式会社Aの当時の事業主は申立人の給与からの保険料控除について不明と回答しており、申立人の当該期間における給与からの控除額について確認できない。

このほか、申立人が主張するとおりの厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間③について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

- 3 申立期間④について、オンライン記録から、申立人の株式会社Aにおける資格喪失日は平成6年8月31日とされているが、当該喪失に係る処理は、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日である6年10月31日より後の8年1月5日付けで7年10月の定時決定を取り消した上で行われていることが確認できる。

また、雇用保険の記録から、申立人が申立期間④において株式会社Aに勤務していたことが認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所が行った当該喪失処理に合理的な理由は無く、有効な処理であったとは認められないことから、申立人の申立期間④に係る資格喪失日は、申立人がグループ会社である株式会社Cにおいて被保険者資格を取得した日と同日の平成7年11月1日であると認められる。

なお、申立期間④の標準報酬月額については、平成7年10月の当初の定時決定の記録から、9万8,000円とすることが妥当である。

- 4 申立期間②について、申立人は、「申立事業所は全て同じ事業所であり、平成4年7月から13年1月まで継続して勤務していた。」と主張しているところ、雇用保険の加入記録及び複数の同僚の供述から、申立人が当該期間においてB株式会社に継続して勤務していたことが認められる。

しかしながら、オンライン記録によれば、平成6年1月31日に申立人を含む厚生年金保険被保険者18人がB株式会社における被保険者資格を喪失していることが確認できるところ、申立人及び同僚からも保険料控除に係る明確な供述を得られず、申立人の被保険者資格喪失届は同年3月7日に処理されており、不自然さは認められない。

また、当時の事業主は、関係資料の保管は無いとしており、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について、これを確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

5 申立期間⑤及び⑥について、オンライン記録では、申立人の株式会社C及び株式会社Dにおける厚生年金保険の標準報酬月額は、9万8,000円と記録されているが、申立人は、当該事業所における給与額は30万円ぐらいであったと主張している。

しかし、その主張する給与額又は給与からの厚生年金保険料の控除額を示す給与明細書等はない上、当時の事業主から回答は無く、申立期間⑤及び⑥における給与からの厚生年金保険料の控除額は不明である。

また、オンライン記録では、標準報酬月額について訂正等の不自然な記録はない。

このほか、申立人の申立期間⑤及び⑥における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間⑤及び⑥について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社（現在は、B株式会社）における資格取得日に係る記録を昭和47年4月1日に、資格喪失日に係る記録を48年3月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額記録を13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和17年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和47年4月1日から48年3月21日まで

昭和47年4月1日付けでA株式会社に入社した。同社での特命業務がC国法人設立であったことから、Dを設立し、現地法人の責任者として48年3月までC国勤務をしていた。厚生年金保険料が給与から控除されていたのに、申立期間が被保険者期間となっていないので、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業所の人事記録、複数の同僚の供述及び申立人の申立内容から、申立人が申立期間においてA株式会社に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人と同時期に当該事業所に勤務し、同じ業務に従事していたとされる複数の同僚には、厚生年金保険の被保険者記録が存在する。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記同僚の申立期間に近接するA株式会社の標準報酬月額及び申立人が帰国後に所属したE株式会社における昭和48年3月の事業所別被保険者名簿の記録から、13万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、不明としているが、申立期間の健康保険厚生年金保険被保険者原票の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所（当時）の記録が失われたとは考えられない上、資格の取得及び喪失のいずれの機会においても、社会保険事務所が申立人に係る届出を記録していないとは、通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和47年4月から48年2月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 7 月から 53 年 12 月までの期間及び 55 年 7 月から 58 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 46 年 7 月から 53 年 12 月まで
② 昭和 55 年 7 月から 58 年 3 月まで

私は、昭和 47 年から臨時社員として勤務しており、勤務先の会社からは国民年金保険料を納付するようアドバイスを受けていたので、A 市に住んでいた頃に国民年金の加入手続を行い国民年金保険料を納付していた。申立期間①及び②を保険料納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、勤務先の会社から国民年金保険料を納付するようアドバイスを受けていたので、A 市に住んでいた頃に国民年金の加入手続を行い、当該期間の保険料については、B 銀行又は C 銀行で納付書に現金を添えて納付したとしているが、申立人からは国民年金の加入手続及びその時期、保険料の納付金額について具体的な申述が得られず、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人が所持する 2 冊の年金手帳には、いずれも国民年金の初めて被保険者となった日は「昭和 54 年 4 月 28 日」と記載され、オンライン記録も同記録となっていることから、申立期間①は、国民年金の未加入期間と推認され、制度上、保険料を納付することはできない期間である上、当委員会において D 年金事務所が保管する A 市 E 区に係る「国民年金手帳記号番号払出簿」（紙台帳）の閲覧及びオンライ

ンの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立期間①は、90 か月と長期間であり、行政機関において、長期間にわたり国民年金の記録管理に誤りが続いたとは考え難い上、申立期間①の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 2 申立期間②について、申立人の所持する年金手帳 2 冊のうちの 1 冊（厚生年金保険の初めて被保険者となった日が昭和 54 年 1 月 23 日と記載されているもの）の国民年金の記録（1）には、「昭和 55 年 7 月 1 日」に国民年金の被保険者資格を喪失して以降の記載は無く、もう 1 冊（厚生年金保険の初めて被保険者となった日が昭和 58 年 4 月 1 日と記載されているもの）の同記録には、「昭和 55 年 7 月 2 日」に国民年金の被保険者資格を喪失して以降平成 4 年 1 月 11 日に第 1 号被保険者として資格を取得するまで国民年金に加入した旨の記載が無いことから、申立期間②は国民年金の未加入期間と推認され、制度上、保険料を納付することはできない期間である上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

また、申立人は、申立期間②の保険料については、自宅に届いた納付書に現金を添えて納付したとしているところ、昭和 56 年 3 月頃に F 区から G 区 H に転居した際に、住所変更に係る届出を行った記憶が無いとしていることから、保険料の納付状況が不明である。

さらに、申立人が申立期間②の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年7月から60年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年7月から60年9月まで

私は、20歳となった昭和47年から49年頃までに国民年金の加入手続を行い、保険料については、父が納税組合の代表者である集金人に対して、家族の保険料とともに納付していたと思う。

それにもかかわらず、申立期間の保険料が未納となっているので、よく調査してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳となった昭和47年から49年頃までに、国民年金の加入手続を行い、保険料については、その父が納税組合の代表者である集金人に対して、家族の保険料とともに納付していたとしているが、申立人は国民年金の加入手続等に関する記憶が明確でなく、申立人の保険料の納付を行ったとするその父は、高齢のために証言を得られない上、申立人は、申立期間の保険料の納付に直接関与していないことから、これらの状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和62年11月頃に払い出されたと推認され、その時点では、申立期間の保険料は、時効により納付することができない上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立期間は159か月と長期間であり、行政機関において、長期間にわたり国民年金の記録管理に誤りが続いたとは考え難い上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情

も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

埼玉（群馬）国民年金 事案 5109

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 4 月から 58 年 1 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 4 月から 58 年 1 月まで

私は、申立期間の保険料について、都合により、当時、住んでいた A 区役所に納付できず、B 県 C 町に転居して以降の昭和 63 年 10 月頃に、D 社会保険事務所（当時）から納付書を郵送してもらい、分割納付したはずである。

それにもかかわらず、申立期間の保険料が未納となっているので、納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の保険料について、都合により、当時、住んでいた A 区役所に納付できず、B 県 C 町に転居して以降の昭和 63 年 10 月頃に、D 社会保険事務所から納付書を郵送してもらい、分割納付したはずであるとしているが、申立人は、国民年金の保険料納付に関する記憶が明確でなくこれらの状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和 60 年 4 月下旬頃に払い出されたと推認され、その時点では、申立期間のうち、57 年 4 月から同年 12 月までの保険料は時効により納付することができない。一方、申立人は、B 県 C 町に転居後に保険料を分割納付したと申述している上、申立人の戸籍の附票及び同町の国民年金被保険者名簿によると、61 年 1 月に同町へ転居したことが記録されていることから、同町へ転居した同年同月以降では、申立期間の保険料は時効により納付することができない。

さらに、申立人は、B 県 C 町へ転居後に保険料を分割納付したとしているが、申立人の C 町の国民年金被保険者名簿によると、昭和 61 年 5 月以

降、60年4月から61年3月までの国民年金保険料を遡って分割納付していることが記録されていることから、当該期間の保険料納付と申立期間の保険料納付を混同している可能性も否定できない上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

埼玉国民年金 事案 5110 (事案 4641 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 4 月から 51 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 2 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 4 月から 51 年 3 月まで

私は、昭和 50 年 4 月頃、A 都道府県 B 市へ転居する前に、C 市にある自宅近くにある郵便局にて、夫が申立期間の保険料を一括納付した。

それにもかかわらず、申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間については、申立人は、申立期間を含む昭和 50 年 4 月から 52 年 12 月までの国民年金保険料について、50 年 4 月から 51 年 3 月までは C 市にて納付し、51 年 4 月から 52 年 12 月までは A 都道府県 B 市にて納付したとしているが、申立人の国民年金手帳の控えの住所欄には A 都道府県 B 市 D に転居手続きをしたのは、53 年 9 月 26 日と記載があり、申立人の国民年金被保険者台帳（旧台帳）にも、同様に記載されていることが確認できることから、申立人の申述と相違しており、保険料の納付状況が不明である上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらないこと、また、申立人が、当該期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情は見当たらないとして、既に、平成 23 年 12 月 28 日付け年金記録の訂正は必要ではないとする通知が行われている。

今回、申立人は、当委員会の判断の理由に納得できないとして、申立内容を、「昭和 50 年 4 月頃、A 都道府県 B 市へ転居する前に、C 市にある自宅近くの郵便局にて、夫が申立期間の保険料を一括納付した。」と変更し申し立てているが、申立人の保険料を納付したとするその夫は、国民年

金の保険料の納付に関する主張が一貫しておらず、申立人は申立期間の保険料納付に直接関与していないことから、これらの状況が不明である。

また、その夫は、C市の国民年金被保険者名簿における「検認記録 50年度欄」の「郵送」の押印について、申立期間の保険料を納付したことを示す押印であると主張しているが、同市の広報誌によると、国民年金保険料の納付方法が、昭和 48 年 4 月から従来の印紙検認方式から納付書方式へ変更されたことが記載されており、その納付書の送付について、1 期（48 年 4、5、6 月）と 2 期（同年 7、8、9 月）は 48 年 4 月初旬、3 期（同年 10、11、12 月）と 4 期（49 年 1、2、3 月）は 48 年 10 月初旬に直接本人宛てに郵送される旨が記載されていることから、同市の被保険者名簿における「検認記録 48 年度及び 49 年度欄」の「郵送」の押印（各 2 か所）は、各年度において、それぞれ 2 回に分けて納付書を郵送したことを示すものと推認される。

さらに、C市の国民年金被保険者名簿によると、申立人が昭和 50 年 4 月 2 日に A 都道府県 B 市へ転出したことが記録されている上、同名簿における「検認記録 50 年度欄」の「郵送」の押印（1 か所）については、上記のとおり、1 期及び 2 期の納付書（50 年 4 月から同年 9 月まで）の郵送を示すものであると推認されることから、50 年度の保険料を一括納付したとは考え難い。

加えて、申立事案の口頭意見陳述においては、申立期間の国民年金保険料の納付を裏付ける事情をくみ取ろうとしたが、具体的な新しい証言や証拠を得ることはできなかった。

そのほかに、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

埼玉（栃木）厚生年金 事案 7390

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 20 年 12 月 1 日から 22 年 12 月 22 日まで

A事業所に勤務していた時、BにあったC工場に徴用され、2年間住み込みで勤務し、再び、A事業所に復職した。そのC工場で勤務した時期の厚生年金保険の加入記録が無い。Bにあったほかの会社で同姓同名の記録があったとも聞いた。その記録は自分の記録である可能性もあるので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA事業所に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）によると、昭和19年10月1日にA事業所に係る労働者年金保険（現在の厚生年金保険）の被保険者資格を取得（記号番号*）し、20年12月1日に資格喪失後、22年12月22日に再度資格取得していることが確認できるところ、同事業所に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿によれば、「20年12月1日 休止」との記載が確認でき、その時点の被保険者は全員、被保険者資格を喪失していることが確認できることから、申立人が、同事業所が休止となり、厚生年金保険の適用事業所となっていなかった期間に、別の工場において勤務していた可能性は否定できない。

しかしながら、申立人は、「A事業所に勤務していたとき、徴用によってBにあったC工場で数年間勤務し、その後、A事業所に復職した。」としているが、C工場での仕事内容は記憶しているものの、事業所名や所在地、同僚等についての記憶が曖昧であり、申立事業所を特定することができず、勤務実態を確認することができない。

なお、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、被保険者資格を昭和20年12月1日に喪失した者のうち、申立人を含む5人

が22年12月22日に同事業所に係る資格を再取得していることが確認できるところ、その5人に係る厚生年金保険被保険者台帳によれば、全員、20年12月1日から22年12月22日までの期間は、厚生年金保険の加入記録が無いことが確認できる。

さらに、当時、A事業所に勤務していた者は、「戦争終結によって、操業が休止となった。」と供述している。

また、申立人は、「DやEという会社で、自分と同じ名前（旧姓）の者の厚生年金への加入記録が発見されたいが、自分の記録の可能性がある。」と主張している。

この点について、申立人と同姓同名の者（大正*年*月*日生）が、D株式会社F工場に係る被保険者資格を昭和19年10月1日に取得（記号番号*）、20年8月21日に資格を喪失し、その後、E株式会社G工場に係る資格を21年10月25日に取得し、26年7月8日に喪失していることが確認できるが、生年月日及び記号番号が申立人のものと異なり、両事業所における被保険者であった期間と申立人がA事業所で被保険者であった期間が重なることから、申立人と同姓同名の者は、ほぼ同じ時期に別々の会社で勤務していることが確認できる上、当時、同工場で勤務した者は、「工場は戦争用のHを生産しており、ブリキ板の加工や操縦席への備品取付けなどの業務を行っていた。女性の住み込み従業員はいなかった。」と供述しており、申立人の記憶する工場業務とは異なることから、上記の同姓同名者は、申立人とは別人物であったものと推認される。

さらに、E株式会社は、「当時の人事資料等は無いため、不明。」と回答している上、申立人の氏名で調査を行ったものの、A事業所とは別の厚生年金保険加入記録は確認ができなかった。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 5 月頃から 60 年 8 月 1 日まで

私は、昭和 59 年 5 月中旬から下旬頃に株式会社A（現在は、株式会社B）に準社員として入社しC部D課に配属された。その後正社員に登用されたが、準社員として勤務していた 59 年 5 月頃から 60 年 8 月 1 日までの厚生年金保険被保険者記録が無い。当該期間について厚生年金保険の被保険者であったと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社B提出の人事カード及び同僚の供述から、申立人が昭和 59 年 5 月 16 日から 60 年 8 月 1 日までの期間において、同社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、株式会社Aは、申立人を入社日である昭和 60 年 8 月 1 日に厚生年金保険に加入させる手続を行っており、申立期間は同保険に加入させておらず、申立人の申立期間の保険料についても控除していないとしている。

また、上記人事カードの入社年月日は、昭和 60 年 8 月 1 日と記載され、入社前職歴の欄には、59 年 5 月 16 日から 60 年 8 月 1 日までの期間については「準社員勤務」として記載されていることが確認できる。

さらに、申立人と同時期に株式会社Aで被保険者資格を取得している同僚は、当該取得日と同日に正社員となっているところ、その同僚は、正社員となるまでは厚生年金保険には加入しておらず、自分で国民年金保険料を納付していたと供述しており、その納付の事実も確認できる。

加えて、株式会社Bが保管していた厚生年金保険及び雇用保険の被保険者資格に関する資料によると、申立人の資格取得日が昭和60年8月1日となっていることが確認できる。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 10 月 1 日から 16 年 3 月 20 日まで
株式会社Aに勤務していた申立期間は、厚生年金保険の被保険者期間となっていないが、給料を支払われており、社会保険料を控除されていることが給与明細書から確認できるので、申立期間を被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された株式会社Aに係る平成 15 年分及び 16 年分給与所得の源泉徴収票に、同社への就職は 15 年 11 月 21 日、退職は 16 年 5 月 31 日と記載されており、雇用保険の記録とも一致している上、複数の同僚が、申立期間に申立人が当該事業所に勤務していたと供述していることから、申立期間のうちの一部期間において、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人から提出された当該源泉徴収票及び平成 16 年 2 月分の給与明細書によると、控除された社会保険料額は、雇用保険料額とおおむね一致している。

また、当時の事業主及び事務担当者に対し申立人の給与からの厚生年金保険料控除について文書照会を行ったが回答は無く、申立人の給与からの保険料控除及び社会保険事務所（当時）への届出等について確認することができない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 1 月 31 日から同年 2 月 1 日まで

A事業所（現在は、株式会社B）に昭和 41 年から 47 年 1 月 31 日まで勤務し、この間、給与から厚生年金保険料を控除されていたが、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A事業所に昭和 47 年 1 月 31 日まで勤務していたと申し立てている。

しかしながら、申立人の当該事業所に係る雇用保険の加入記録によると、昭和 47 年 1 月 30 日離職とされており、厚生年金保険の資格喪失日と符合している。

また、株式会社Bは、「申立人の人事記録等は保管されておらず、当時の事業主も死去しているため、申立人の在職の有無及び厚生年金保険料の控除等については、不明である。」と供述している。

さらに、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票から、申立期間当時に厚生年金保険に加入していることが確認できる同僚に対し、申立人の申立期間に係る勤務の実態及び厚生年金保険料の給与からの控除について照会したが、勤務の実態及び厚生年金保険料の控除をうかがわせる供述は得られなかった。

加えて、当該事業所に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票に記載された資格喪失日は、オンライン記録における資格喪失日と合致している。

このほか、申立人が申立期間において、事業主により給与から厚生年金

保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い上、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。